

総務企画委員会記録  
<第1号>

平成25年第2回沖縄県議会（4月臨時会）

平成25年4月18日（木曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録<第1号>

---

### 開会の日時

年月日 平成25年4月18日 木曜日  
開 会 午後3時50分  
散 会 午後4時36分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第1号議案 専決処分の承認について
- 2 乙第2号議案 専決処分の承認について

---

### 出 席 委 員

|         |            |
|---------|------------|
| 委 員 長   | 山 内 末 子 さん |
| 副 委 員 長 | 末 松 文 信 君  |
| 委 員     | 仲 田 弘 毅 君  |
| 委 員     | 具 志 孝 助 君  |
| 委 員     | 照 屋 大 河 君  |
| 委 員     | 高 嶺 善 伸 君  |
| 委 員     | 玉 城 義 和 君  |
| 委 員     | 吉 田 勝 廣 君  |
| 委 員     | 前 島 明 男 君  |
| 委 員     | 渡久地 修 君    |
| 委 員     | 當 間 盛 夫 君  |
| 委 員     | 大 城 一 馬 君  |

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

新垣良俊君

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

|             |        |
|-------------|--------|
| 総務部長        | 小橋川健二君 |
| 税務課長        | 金城聡君   |
| 環境生活部自然保護課長 | 富永千尋君  |
| 農林水産部営農支援課長 | 西村真君   |

---

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案専決処分の承認について(沖縄県税条例の一部を改正する条例)及び乙第2号議案専決処分の承認について(県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

なお、ただいまの議案は、本日の本会議において本委員会に付託されております。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 これより、乙第1号議案専決処分の承認について、御説明をいたします。お配りしております資料平成25年第2回沖縄県議会(臨時会)議案の3ページに議案がございます。このほかにお手元3枚つづりの資料、議案の概要の説明及び新旧対照表をお配りしております。この議案の概要の説明で説明を行ったほうが非常にわかりやすいと思いますので、この説明資料に基づきまして説明を申し上げます。

この議案は、沖縄県税条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったことに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。専決処分をした条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律に基づく内容になっております。

まず1つ目に、独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業が終了したことから、当該事業に伴う仮換地等の土地取得に係る不動産取得税の課税の特例措置を廃止すること。

2つ目に、農業協同組合等が農業近代化資金等の貸し付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成27年3月31日まで延長すること。

3つ目に、土地改良法の規定による換地計画に基づき、事業実施地区外の農業者が取得する創設農用地換地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限の到来をもって廃止すること。

4つ目に、衝突に対する安全性の向上を図るための衝突被害軽減ブレーキ装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、その適用対象に車両総重量が5トンを超えるバス等を加えること。

5つ目に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置等の適用期限を平成28年3月31日まで延長すること。

これらの地方税法の一部改正は、平成25年4月1日から施行することとされたことから、沖縄県税条例の規定についても、地方税法の一部改正に合わせて改正し、同日から施行することを専決処分し、平成25年3月31日に条例を公布し、同年4月1日から施行したところであります。

以上、乙第1号議案の説明をいたしました。

御審査をお願いします。

**○山内末子委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 簡潔にお聞きします。今、説明資料の3専決処分した条例の概要の説明で5つ、(5)鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置まで説明ありましたが、そのうちの(1)独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業が終了したことから、それに伴う仮換地等の取得に係る不動産取得税の課税の特例措置、(2)農業協同組合等が農業近代化資金等の貸し付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置、(3)土地改良法の規定による換地計画に基づき、事業実施地区外の農業者が取得する創設農用地換地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、これまでの県内での実績、今回の条例改正による影響について教えてください。

○**小橋川健二総務部長** (1)、(2)、(3)、いずれも本県実績はございません。したがって、条例改正等による影響もないということでございます。

○**渡久地修委員** (5)ですが、狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を2分の1、これの延長なのですが、この狩猟免許の種類、種類ごとの税額、人数を教えてください。

○**金城聡税務課長** 種類としましては3つほどございまして、第一種狩猟免許というのがございます。その税率が1万6500円になります。人数が223名になります。わな猟免許というものがもう一つあります。その税率が県民税の所得割を納める場合には8200円、県民税の所得割を納めることを要しないものについては5500円になります。これらの免許を取得している納税義務者として157名になります。もう1種類としまして第二種銃猟免許、空気銃を使つての免許になりますが、この税率が5500円。納税者数として12名となっております。なお、法律的にはもう1種類の免許がございまして、網を使った免許というものもございまして、これについては沖縄県該当者はいないところでございます。

○渡久地修委員 これは鳥獣被害の防止ということなのですが、皆さんのところはいわゆる税金、今言ったものは全体で、納めるときはこれの半分になるわけですね。

○金城聡税務課長 そうですね。

○渡久地修委員 それで、この免許を与えてここでいう鳥獣被害防止に実際役立ってきましたか。この人たちが鳥獣被害防止で昨年1カ年間でどれくらいの実績を上げたかというのはわかりますか。

○富永千尋自然保護課長 有害鳥獣の捕獲数、これを鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法が施行される前の平成20年と、今、我々の手元にある平成23年の実績がありますので、御紹介いたします。これは主にハシブトカラスとイノシシの平成20年度の頭数ですけれども、合計して6912頭、平成23年度は合計して1万1632頭。捕獲数はこの措置によってふえているという状況です。

○渡久地修委員 (4) 衝突被害軽減ブレーキというのは、最近いわゆるコンピューターバンパーにセンサーみたいなものをつけて衝突を軽減するというもので、現在、県内でこれを適用対象として、既に対象となっている台数というのは現在何台ありますか。

○小橋川健二総務部長 今回の改正の適用対象になっておりますバスについては、今のところ県内にはないようでございます。

○渡久地修委員 バスを加えるということは今までに何かあったわけですよ。それを教えてください。

○小橋川健二総務部長 この軽減装置をつけたトラックに対する特例が創設されたのが平成24年の税制改正のようです。したがって、まだ実績の数字を把握しておりませんので、数字が把握できればまた機会を見つけて御紹介できるのではないかと思います。

○渡久地修委員 今のところはトラックとバス、テレビで盛んに宣伝している

乗用車まではまだいかないのですか。

○金城聡税務課長 総重量で5トンを超えるという要件になっておりますので、一般車両でいうコマーシャル等に出るようなものについては該当しないのかなと思います。

○渡久地修委員 これがつくとかなりの事故の軽減になると思うのですが、皆さんは税金の部署なのですけれども、これを例えば路線バスとかいろいろなものにふやしていこうとなってくると、いろいろな補助メニューなどもあるのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 今、お願いしております税制の改正の部分では自動車取得税を軽減してあげようと、そういうことがこのようなバスやトラックや採用するインセンティブになるであろうと、そういう税制面からの誘導的な措置です。そのほかにバス、トラックに直接別の補助金を入れるかということは、今、衝突防止装置をつけてもらうという限定では、たぶん沖縄県の中ではメニューはないのではないかと思います。ただ一部バリアフリー、ノンステップバスあるいはワンステップバスなどへの助成は交通のほうでやっていると思います。

○渡久地修委員 これは担当はどこになりますか。

○小橋川健二総務部長 企画部の交通政策課になると思います。

○渡久地修委員 ちなみに軽減税率が適用されると、取得税は幾ら安くなるのですか。

○小橋川健二総務部長 仮定ですが、例えば被害軽減ブレーキを搭載したバスの価格ですが、主に4000万ぐらいするという想定で計算いたしますと、取得価格の3%が自動車取得税ということになりますので、3%で約120万円、軽減後の額でいいますと109万5000円と、差し引き10万5000円とその程度が今のところ軽減額になると見積もっております。

○渡久地修委員 これで県内ふえそうでしょうか。

○小橋川健二総務部長 想像で申し上げるわけにもいきませんが、やはり4000万というかなり高額であるということもありますし、一方、県内のバス事業者等も非常に経営の厳しい企業もあるということもありますので、一気にふえるということはないのかもしれませんが、交通事故の防止といえますか、せんだって関越道での事故もございましたので、そういったことも教訓に設けられている制度でございますので、インセンティブが働く制度ができたということは、まだ平成25年度ですので一定の評価をするべきではないのかなと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 専決処分の内容について異論はありませんけれども、(5)の狩猟税のことで少しお聞きしたいと思います。登録者数で年間予算はどれくらい確保されているのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 平成24年度の狩猟税ですが、登録者数392件、調定額で390万9000円でございます。

○高嶺善伸委員 これを2分の1にさらに減額するというのでしょうか。2分の1に減額することを見越して390万を予算措置してあるのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 2分の1軽減をされた後の全体での調定額ということでございます。

○高嶺善伸委員 個別具体的で申しわけないのですが、石垣島はクジャク、キジなどが異常に繁殖して農家の農作物もだめらしい、家庭菜園もだめらしい。それでこの狩猟税は県税収入、市町村はそれに伴う具体的な歳入がないものですから、沖縄県の支援を仰いでしか駆除事業ができないのですよ。ところが、この前報告があったのは、例えばキジが1266羽捕獲されているとかクジャクが425羽とか、とにかくイタチごっこです。なので狩猟税を税収として県税が確保しているのならばこれを有効に生かしてその被害市町村への被害対策に充ててもらいたいと思います。狩猟税を原資としてどのような駆除対策をしているのか御説明ください。



○西村真営農支援課長 狩猟税を原資とした対策ということでいいますと、農林水産部ではやっていないのですが、国の鳥獣被害対策事業を活用いたしまして事業実施しております。内容といたしましては、捕獲等の個体数の低減、被害防止柵等の設置ということでやっております。

○高嶺善伸委員 県税で2分の1相当減額しても合計で800万円ぐらいあるわけですから、それに見合う支援をやることによって有害鳥獣の駆除などの効果を上げることができるのではないかと思っ、沖縄県の県税収入を原資にしてどういう事業をしているのかということですよ。沖縄県はやっていないということでしょうか。

○西村真営農支援課長 沖縄県の単独事業といたしましては、鳥獣被害防止への対策事業ということで、これも主に調査それから国の事業を円滑に導入するための市町村への指導等を行っております。そのほかに、平成24年度に国のほうで新たに鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金を設置しております—これは基金事業なのですけれども、具体的には平成25年度から捕獲に対する奨励金の交付ができます。従来の事業では対象にならなかった部分ができるということで、この事業ができるように現在準備を進めているところでございます。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高嶺善伸委員から質疑の内容について交付金の金額もあわせて答弁するよう指示があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

○西村真営農支援課長 従来からあります鳥獣被害防止対策事業の平成25年度の事業費といたしましては6977万6000円でございます。

○高嶺善伸委員 この特別措置法によって、沖縄県は必要な措置を講ずるよう努めるということになっているのですが、市町村は計画によって鳥獣被害対策実施隊というものを設置して、有効な手だてをつくるために計画をつくっているのです。ところが間に合わないらしいのです。狩猟免許者をどうふやすか、市長が任命するものは猟友会ではない職員や非常勤職員も含まれるわけです。

広範囲にわたるものですから駆除隊の任命の仕方、これは必ず登録をして狩猟税を納めなければいけないということではなくて、減免措置もするが農家も自衛手段としていろいろな免許の講習を受けながらこのような国の交付金、あるいは沖縄県の支援事業を得て一気に対策を講じないと農家の被害は甚大です。そういうことで歳入に関する条例の審査ではありますけれども、ぜひ歳出面との連携をして今回の延長措置がただの減免に終わることなく、それを原資とした沖縄県単独事業と国の事業を抱き合わせた効果的な有害鳥獣対策に力を入れてもらいたいと思います。これをことしぜひ議会としましても見守っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○西村真宮農支援課長 このキジ、クジャクの被害につきましては、平成22年度ぐらいまではそれほどまでではなかったというふうに報告を受けておりますが、平成23年度から急にふえてきているということでございますので、これに対応するように沖縄県としましてもしっかりと市町村の支援をしていきたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 乙第2号議案専決処分の承認について、御説明いたします。議案書の7ページをごらんください。先ほどと同様に議案の概要の説明により御説明いたします。

この議案は、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が平成25年3月30日に改正され、同年4月1日から施行されることとなり、地方公共団体が税の課税免除または不均一課税を行った場合における国の地方交付

税による減収補填措置の適用期限が、平成25年3月31日から平成27年3月31日に延長されることとなりました。これに伴い、県としては、県税の課税免除等の特例に関する条例のうち、過疎地域における事業税及び不動産取得税等に係る課税免除の特例について、適用期限平成25年3月31日を平成27年3月31日に2年延長し、平成25年4月1日から施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったところであります。

以上、乙第2号議案の説明をいたしました。

御審査をお願いします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 県内で過疎地域と言われるところを示してもらえますか。

○小橋川健二総務部長 全18町村ございます。国頭村、大宜味村、東村、本部町、伊江村、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、宮古島市、多良間村、竹富町、与那国町でございます。

○當間盛夫委員 過疎地域における事業税及び不動産取得税ということなのですが、この事業税というのはそこで事業をやる分は全部該当するということなのでしょうか。それとこの不動産取得税はそこで不動産取得するものが全部該当するということなのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 これについては製造の事業、情報通信技術利用事業—いわゆるコールセンターのようです。及び旅館業を行うものというふうになっております。

○當間盛夫委員 これまでの実績があると思うのですが、平成24年度は全体で事業税、不動産取得税でどれだけ免除しているのか教えてください。

○小橋川健二総務部長 直近平成23年度の実績がございませんが、これは昭和60年から始まっておりまして、これまでの実績で1億5480万円というふうになっております。

○當間盛夫委員 今のはこの昭和60年から始まって平成23年までの総合計が約1億5000万円ということでしょうか。

○小橋川健二総務部長 そのとおりでございます。

○當間盛夫委員 これは昭和60年から国が定めていると思うのです。過疎債だとか国の離島対策で過疎の部分があると思うのですが、昭和60年から続いているのにまた改めて2年しか延長しない理由はあるのでしょうか。昭和60年から続いているわけですよね。過疎地域にはこういう減免をしましょうということをやって、平成24年度で切れたわけだから。それで今回また2年という形があるのですが、これだけ続いているのであれば別に2年ではなくて5年だとかそういうものがないのですか。国が定めていることではあるが、どうして2年というのがあるのかなと思うのです。

○小橋川健二総務部長 この条例は基本的に自治体が課税免除あるいは不均一課税をした場合に減収になるものですから、この分を地方交付税で補填をしようという措置でございます。したがって、地方財政計画等々に影響が出てまいりますので、こういったものについては5年ないし2年と、そのようなスパンでつくられているというふうに聞いております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 課税免除の18市町村の平成24年度の実績を教えてください。

○小橋川健二総務部長 平成24年度の数字は持っておりませんが、平成23年度は実績がございません。ただ昭和60年のスタートからの積み上げで申しますと、先ほど申し上げました1億5480万円という実績でございます。

○渡久地修委員 平成24年度はないのですか。

○小橋川健二総務部長 まだ集計中のようでございます。ただ、平成23年度は実績がなかったということでございます。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、小橋川健二総務部長から、総務部が渡久地委員にけさ提供した資料の中で、平成23年度の課税免除の実績数に誤りがあるという説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 国の過疎地域の制度で、沖縄振興特別措置法でコールセンターや製造業、旅館業などいろいろな制度があり、沖縄振興でもいろいろなところにかぶさっているのですが、この沖縄振興特別措置法における課税免除の対象地域と過疎地域自立促進特別措置法の対象地域はダブリませんか。

○小橋川健二総務部長 例えば先ほど18市町村申し上げました中に、離島もございます。離島については沖縄振興特別措置法に根拠がございますので、その限りについてはダブリはいたします。ただ、内容的に過疎地域自立促進特別措置法で見ている部分、例えば製造業とか情報通信、旅館業など対象が沖縄振興特別措置法のほうでは若干変わったりします。あるいは免除の額の上限が例えば設備の価格で見ると過疎地域では2700万円を超えるものでありますが、沖縄振興特別措置法の離島地域でいいますと1000万円を超えるというふうにかなり条件がカバーされているなど、それぞれ地域はダブリながらもそれぞれのところで要件が変わりますので有利なほうを選ぶということになるのだらうと思います。

○渡久地修委員 過疎のときは2700万円、沖縄振興特別措置法で1000万円。例えば離島で2700万円を超えるものがあっても、これは沖縄振興特別措置法の免除のものをやったほうが有利なのでしょうか。この辺の兼ね合いはどうなるのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 有利なほうを選択するということでございます。

○渡久地修委員 選択するのは事業者がやるのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 事業者でございます。

○渡久地修委員 ちなみに、離島地域の対象地域というのは、この沖縄振興特別措置法では幾つ対象になるのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 離島地域における対象地域ですが、18市町村、52の島というふうになっております。

○渡久地修委員 この沖縄振興特別措置法では昨年度の実績はどうなりますか。

○小橋川健二総務部長 平成24年度の実績は6件で6779万8000円でございます。

○渡久地修委員 この6件で、先ほどの過疎地域自立促進特別措置法と沖縄振興特別措置法がダブっていて、事業者がこの沖縄振興特別措置法6件を選んだのでしょうか。あるいは過疎地域自立促進特別措置法では対象にならないものなのか、選択して沖縄振興特別措置法を選んだのか、この辺はわかりますか。

○小橋川健二総務部長 このような分析はまだ行っていないようです。

○渡久地修委員 できましたら後で資料を提供してください。最後に先ほどの沖縄振興特別措置法の離島の課税免除の対象地域の18市町村52島と過疎地域自立促進特別措置法の課税免除の対象地域18市町村でダブらないところというのはどこがありますか。

○小橋川健二総務部長 国頭村、大宜味村、東村、本部町の4町村があります。

○渡久地修委員 この4町村というのは先ほど言った過疎地域自立促進特別措置法しか適用されないと、沖縄振興特別措置法は適用されないということではないのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 本部町の水納島を除けばおっしゃるとおりでございます。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、玉城義和委員から平成23年度に実績がないのは対象地域において不動産取引がないからなのかという質疑があり、また、當間盛夫委員から対象となる事業者が不動産取得税の免除の適用について自己申告するのか、行政側から制度の周知はなされているか等の質疑があった。それに対し、小橋川総務部長より課税免除の対象、要件、制度の周知方等について補足説明がなされた。)

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に説明員等退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩します。

(休憩中に、議案の採決の順序及び方法などについて協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、乙第1号議案専決処分の承認について及び乙第2号議案専決処分の承認についての2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの2件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案及び乙第2号議案の2件は、承認することに決定されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、乙第1号議案専決処分の承認について及び乙第2号議案専決処分の承認についての処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。



沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子